

## 資 料

用語の解説	41
(文中※がついた用語を解説しています。)	
熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱	44
熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会及び検討経緯	46
世界人権宣言	48
日本国憲法（抄）	52
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	55

## 【用語の解説】

### ※1 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成12年（2000年）12月6日に施行されました。

### ※2 「熊本市第6次総合計画」

「総合計画」は、熊本市の目指す将来像とその実現に向けた方策を示した、本市のまちづくりを進める上で最も基本的な計画です。

熊本市第6次総合計画は、人権について「一人ひとりの人権が等しく尊重され、分け隔てなく参画できる社会の実現」を政策目標に掲げ、基本方針として、市民と協働して人権教育・啓発を積極的に推進し、さらにさまざまな分野での人権擁護活動を推進するとしています。

また、協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担を挙げています。

### ※3 「同和対策審議会答申」

昭和35年（1960年）に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和40年（1965年）8月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするるとともに、国や地方公共団体に積極的な施策の実施を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

### ※4 「セクシャル・ハラスメント *sexcual harassment*」

職場などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のことで、主に次の2つの種類があります。

- ① 対価型セクシャルハラスメント：職場等における立場や階級の上下関係を利用して、下位にあるものに対する性的な言動を行う（強要する）ケース等
- ② 環境型セクシャルハラスメント：直接的な言動等はない場合であっても、性的なイメージを想像させるポスターの掲示など、職場環境の悪化を通して性的な嫌がらせが発生するケース等

これらの防止と女性が職場において不利益を受けないように「男女雇用機会均等法」の中で、事業主に講ずべき措置が努力規定から義務規定に改められました。

## ※5 ドメスティック・バイオレンス (DV)

「DV」とは「ドメスティック (domestic)・バイオレンス (violence)」で「家庭内暴力」と訳すことができます。平成 13 年 (2001 年)4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) が公布されました。

この法律では、今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的としています。

## ※6 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方が、不動産や貯金の管理、施設入所等の契約、遺産分割の協議などをする必要があるとき、自分に不利益な契約であっても判断できず契約を結んでしまう場合があるため、このような判断能力の不十分な方を保護し支援する制度です。

## ※7 ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、障がい者の住居、教育、労働、余暇などの生活条件を、可能な限り障がいのない人の生活条件と同じにするという意味があり、その理念は、「障がい者などの人々が、健常者の人々と共に支えあい、お互いに尊重しながら関わっていける、そのような社会の実現を目指す」とされています。

## ※8 「私立回春病院」

明治 23 年 (1890 年)、布教のためイギリスから来熊したハンナ・リデルは、ハンセン病患者の悲惨な姿を見て、イギリスや日本国内の有志等へ働きかけ、ハンセン病患者の身体的、精神的救済のため明治 28 年 (1895 年) に熊本市黒髪に私立回春病院を設立しました。

リデルが亡くなった後、姪のエダ・ライトが回春病院の経営を引き継ぎ、ハンセン病患者の救護事業に専念しました。回春病院は、昭和 16 年 (1941 年) に閉鎖され、病院の敷地内に現在、「リデル・ライト両女子記念館」が建てられています。

## ※9 「私立待労院」

フランスから布教のために来熊したカトリック・パリ外国宣教会のジャン・マリー・コール神父は、熊本市手取に教会建設の使命を果たすと、布教の傍ら、本格的にハンセン病患者の救済をはじめたと言われています。そして、明治 31 年 (1898 年)、コール神父の要請により、マリアの宣教者フランシスコ修道会から派遣された 5 人のシスターが来熊し、患者の治療を開始しました。これが、私立待労院の創設とされています。なお、平成 8 年 (1996 年)からは、「待労院診療所」と改称されています。

## ※10 「国立療養所菊池恵楓園」

明治40年（1907年）の「らい予防ニ関スル件」に基づき、全国5ヶ所に設置された公立療養所の一つであり、明治42年（1909年）、九州7県連合立第5区九州らい療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。昭和16年（1941年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

## ※11 「チャット」

チャット(chat)は、コンピューターネットワーク上のコミュニケーション手段のひとつ。なおchatは英語における雑談のことであり、ネットワーク上のチャットも同様に会話を楽しむための手段です。

## ※12 「ブログ」

ブログ(blog)とは、ホームページの形式の一種で、簡単に言えば「インターネット上で日記」です。「ウェブログ(weblog)」を略した言葉で「web上に残される記録」というような意味を持ちます。厳密な定義には諸説ありますが上から順番に新しい記事等が表示されていくホームページと言えます。

## ※13 「性同一性障害」

「性同一性障害」とは、身体上の性別と自己の性別に対する心理的な認識(性自認)が異なり、身体上の性別に対し違和感や嫌悪感を持つ状態を言います。

平成15年(2003年)7月「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たすものについては、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができることとされました。

しかし、「性的指向」と同様、これらの人々に対する根強い偏見がありますが、全国的な動きを見ても、医学界及び司法判例からも要請があり、国においても平成13年(2001年)の「人権擁護推進審議会」の最終答申で、性的少数者への差別的取り扱いに対する積極的な人権救済が取り上げられ、法務省においても啓発活動が行われています。

## ※14 「性的指向」

性的指向とは、個人の性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうかなどを示す概念を言います。具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を示します。

## ※15 「パワー・ハラスメント power harassment」

「パワー・ハラスメント power harassment」とは、日本語で権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉です。会社などで職権などの権力差(パワー)を背景にし、本来の業務の域を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を言い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用の不安を与える行為を言います。

## 熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、本市の人権施策を総合的かつ計画的に推進するための熊本市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を目的に、熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の内容等に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる5人の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権擁護委員
- (3) 教育関係者
- (4) 熊本市人権啓発市民協議会関係者
- (5) 報道関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成19年7月1日から基本計画策定日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

### (会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、公開することが適当でないと認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 3 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

### (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、熊本市人権推進総室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

## 熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会及び検討経緯

### 1 熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員名簿

役職名	氏 名	所 属 等
委員長	吉田 道雄	熊本大学教育学部教授
副委員長	高木 絹子	弁護士
委 員	平野 君代	熊本市立春竹小学校校長
委 員	松岡 繁光	熊本日日新聞社編集局次長
委 員	松本孝一郎	児童養護施設菊水学園園長

### 2 熊本市人権教育・啓発基本計画策定検討経緯

平成 18 年 11 月～12 月 人権推進総室において他都市調査
平成 19 年 2 月 人権教育・啓発基本計画策定のための「作業部会」（庁内の関係 15 課）を設置し、「基本計画策定の必要性」等に対する意識の共有化を図る。
平成 19 年 7 月 第 2 回作業部会。「委員会設置」と「委員会への協力」について確認した。

平成 19 年 8 月 6 日 （第 1 回）委員会

- ・委員へ委嘱状交付
- ・事務局より「基本計画の必要性とこれまでの経緯」について説明
- ・事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
- ・事務局に、基本計画策定のための検討資料作成を指示

平成 19 年 10 月 第 3 回作業部会。「基本計画（事務局素案）」の検討
--

平成 19 年 11 月 29 日 （第 2 回）委員会

- ・事務局より「基本計画（事務局素案）」について説明
- ・事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
- ・委員会の論議を参考として、事務局に加筆や修正を指示

平成 20 年 1 月 31 日 （第 3 回）委員会

- ・事務局より「基本計画（素案）」の修正案について説明

- ・事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
- ・委員会の論議を参考として、事務局に更なる加筆や修正を指示

平成 20 年 3 月

第 4 回作業部会。「基本計画（素案）」の検討

平成 20 年 5 月

第 5 回作業部会。「基本計画（素案）」の検討

平成 20 年 7 月 28 日 （第 4 回）委員会

- ・事務局より「基本計画（素案）」の修正案について説明
- ・事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
- ・委員会の論議を参考として、事務局に更なる加筆や修正を指示

平成 20 年 9 月 29 日 （第 5 回）委員会

- ・事務局より「基本計画（素案）」の修正案について説明
- ・事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
- ・委員会の論議を参考として、事務局に更なる加筆や修正を指示

# 世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 ① すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

② さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 ① 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

② 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 ① すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

② すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 ① すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

② この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 ① すべての人は、国籍をもつ権利を有する。

② 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 ① 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

② 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

③ 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 ① すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

② 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 ① すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

② 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 ① すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

② すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

③ 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 ① すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

② すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

③ 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

④ すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 ① すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

② 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 ① すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

② 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

③ 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 ① すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

② すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 ① すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対

して義務を負う。

- ② すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- ③ これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

## 前文

国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

第11条【基本的人権の享有】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙・秘密投票の保障】公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条【請願権】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 18 条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条【思想及び良心の自由】思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条【信教の自由】信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条【学問の自由】学問の自由は、これを保障する。

第 24 条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質の平等に立脚して制定されなければならない。

第 25 条【生存権、国の生存権保障義務】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条【教育を受ける権利、教育の義務】すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条【労働の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条【労働者の団結権】勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条【財産権の保障】財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条【法定の手続きの保障】何人も、法律の定める手順によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条【裁判を受ける権利】何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条【逮捕の要件】何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条【住居の不可侵】何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 (略)

## 第 10 章 最高法規

第 97 条【基本的人権の本質】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日)

(法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵<sup>かん</sup>養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法(平成 8 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

平成 21 年度～平成 30 年度

「熊本市人権教育・啓発基本計画」

発 行 熊本市  
編 集 熊本市市民生活局人権推進総室  
〒 860-8601 熊本市手取本町 1 番 1 号  
電話 096-328-2111 (代)  
発行日 平成 21 年 3 月